

# News Letter Vol.3

～医療機関の勤務環境改善に役立つ情報をお届けします～

令和5年9月19日発行

令和6年(2024年)4月からの医師の時間外労働上限規制が開始されるまで、残すところ半年ほどとなりました。

今回は、「追加的健康確保措置」についてご説明します。

## 長時間労働医師への面接指導

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師に対しては、面接指導を実施しなければなりません。副業・兼業先の医療機関にも義務付けられています。



以下については、A・連携B・B・C水準を適用するすべての医療機関の管理者の義務です。

- 面接指導対象医師に対し、面接指導を実施すること
- 面接指導実施医師に、面接指導に必要な情報を提供すること
- 面接指導実施後、健康確保措置についての面接指導実施医師の意見を聞くこと
- 必要なときは、面接指導対象医師の健康確保のため、労働時間の短縮、宿直の回数の減少、その他の適切な措置を行うこと
- 面接指導、面接指導実施医師の意見、健康確保措置の内容を記録、保存すること 等

### 面接指導実施医師とは？

面接指導実施医師は、「**面接指導対象医師が勤務する病院または診療所の管理者でないこと**」かつ「**面接指導実施医師養成講習会の受講を修了していること**」の要件を満たすことが規定されています。医療機関においては、面接指導実施医師が面接指導対象医師の**直接の上司とならないような体制**を整備することが望ましいです。

### 面接指導で確認すべき事項

面接指導では、「勤務の状況」、「睡眠の状況」、「疲労の蓄積の状況」、「心身の状況」を確認してください。

### 面接指導の実施時期

**面接指導実施時期は、月の時間外・休日労働が100時間以上となる前に実施する必要があります。**ただし、A水準適用医師は、疲労の蓄積が認められなければ、月の時間外・休日労働が100時間以上となった後遅滞なく実施することも可能です。前月において時間外・休日労働時間が80時間を超えた医師については、当月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる可能性が高いため、あらかじめ面接指導の実施時期を決めておく等の対応が推奨されます。

※時間外・休日労働が月155時間超となった医師については、労働時間の短縮のための具体的な措置を行う必要があります。



# 勤務間インターバル・代償休息について

勤務間インターバルは、特例水準（B・C水準）の医師について**義務**、A水準の医師について**努力義務**となります。（A水準の医師のうち実際に定める36協定の上限時間が一般則（時間外労働年間720時間等）を超えない場合は対象外です。）

## 勤務間インターバルについて

- ① 始業から **24 時間以内**に **9 時間**の連続した休息時間を確保  
（通常の日勤および宿日直許可のある宿日直に従事させる場合）
- ② 始業から **46 時間以内**に **18 時間**の連続した休息時間を確保  
（宿日直許可のない宿日直に従事させる場合）



👉 C-1水準が適用される臨床研修医は別途定めがあります。

- ※ 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなします。
- ※ 代償休息を付与することを前提として勤務シフト等を組むことは、原則として認められません。
- ※ 個人が連続して15時間を超える対応が必要な業務（例：医療機関において、その医師にしか遂行することが困難である手術業務）が予定されている場合は、代償休息の付与を前提とした運用が認められます。ただし、その業務の終了後すぐに代償休息を付与する必要があります。

特に、B・C水準を予定する**特定労務管理対象機関**においては**実際に勤務計画を作成することとなった段階で診療機能への影響が生じることがないように、勤務間インターバルを考慮した勤務計画の作成及び勤務実態に基づく代償休息の付与のシミュレーション**を行っていただきますようお願いします。

## 代償休息について

予定された9時間または18時間の連続した休息時間中に、**やむを得ない理由により発生した労働（緊急対応）に従事した場合は、その労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与しましょう。**

- ※ 代償休息は、翌月末までに付与します。
- ※ 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した休息時間が確保されたものとみなされますが、その間に通常の勤務時間と同態様の労働が発生した場合は、代償休息を付与するよう配慮する必要があります。

※News Letterでは長時間労働医師への面接指導、勤務間インターバル・代償休息についての概要の記載となっておりますので、医師の働き方改革2024年4月までの手続きガイド（<https://www.mhlw.go.jp/content/001115352.pdf>）も併せてご確認ください。不明点等ございましたら、長野県医療勤務環境改善支援センターまでご連絡ください。

## 長野県医療勤務環境改善支援センター（医師・看護人材確保対策課内）

医療労務相談窓口 TEL:026-223-1330

医業経営相談窓口 TEL:026-235-7144

詳しくは長野県ホームページ  
「長野県勤改センター」のページを  
ご確認ください。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/doctor/iryo/kinmukankyo\\_shien.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/doctor/iryo/kinmukankyo_shien.html)

長野県 勤改センター 検索